

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市卷文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長 中原八一

新潟市条例第 53 号

新潟市卷文化会館条例の一部を改正する条例

第1条 新潟市卷文化会館条例（平成17年新潟市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表ホワイエ（1階）の項及びホワイエ（2階）の項を削る。

第2条 新潟市卷文化会館条例の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第9条関係）

室名	単位	使用料の額（円）			
		午前（午前 8時30分 から正午まで）	午後（午後 0時30分 から午後5時まで）	夜間（午後 5時30分 から午後10時まで）	全日（午前 8時30分 から午後10時まで）
大ホール（平日）		16,380	27,300	34,120	68,250
大ホール（土曜日、日曜日及び休日）		27,300	34,120	47,770	95,550
楽屋	1室	680	1,360	2,040	3,410

浴室	1室	400	400	400	1,360
練習室（1）	1室	810	810	1,630	2,730
練習室（2）	1室	680	680	1,360	2,450

別表備考6ただし書中「、舞台を2日以上にわたって継続して利用する場合で」を削り、「利用をするとき」を「場合」に改め、同表備考7を削り、同表備考8を同表備考7とし、同表備考9中「備考7」を「備考6」に改め、同表備考9を同表備考8とし、同表備考10を同表備考9とし、同表備考11を同表備考10とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

（2） 第2条の規定 令和7年4月1日

##### （準備行為）

2 第2条の規定による改正後の新潟市巻文化会館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

##### （適用区分）

3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市巻文化会館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に2号施行日以後の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。